

質 疑 応 答 書

件名 大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借

整理番号 (仙台市記入欄)	
質 問 事 項	回 答 (仙台市記入欄)
<p>1. 長期継続契約特約について 「翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができる。」とありますが、長期継続契約において、歳出予算の減額又は削除が行われるケースとしてどのような事象を想定しておりますでしょうか。</p> <p>2. 過去に歳出予算の減額又は削除により契約が解除された事例はありますか。</p> <p>3. 契約書第12条の2再委託の禁止について 弊社はリース会社のため、自社で保守、点検業務の対応ができません。保守、点検については適正な保守を行う協力会社に履行をさせる予定です。落札後に再委託書面の内容が適正であれば第三者への委託のご承諾をいただける認識でよろしいでしょうか。</p> <p>4. 納期厳守を大前提として、納入期限までに物品を納品することが可能と確認が取れた場合に入札参加します。しかし受注者の責によらない社会情勢等の不測事態が発生し、納期遅延が見込まれる場合、契約期間や納期変更等の協議に応じていただけますでしょうか。</p> <p>5. データ消去作業については、物件引揚後に提携先のヤードでの実施でよろしいでしょうか。またソフトウェアによる消去とし、データ消去証明書は受注者の任意様式でよろしいでしょうか。</p> <p>6. 第8節 ネットワーク回線について 通信契約の継承については、落札後に詳細を打ち合わせ可能という認識でよいでしょうか。また、発注者による書面での承諾をいただけた場合円滑な対応をするために、通信契約の対応窓口を協力会社にする予定です。発注者・受注者にて協議可能という認識でよいでしょうか。</p> <p>7. 第8節 ネットワーク回線について お示しいただいている価格が上がった場合には、変更契約にて対応をお願いしますか。</p> <p>8. 別紙8 ディスプレイの設置方法について 庁舎の壁に金具を取り付ける場合、アスベスト対策も考慮する必要があると思いますが、その認識で合っていますでしょうか。</p>	<p>1. 大規模な災害等が発生し、その復旧に莫大な予算を投入しなければならぬときなどが想定されます。</p> <p>2. 契約担当課契約の案件において、契約解除に至った事例はありません。</p> <p>3. ご認識のとおりです。</p> <p>4. 納期及び開始時期は仕様書のとおりとし変更はしません。真にやむを得ない場合は、契約書の契約条項に基づき、別途協議することとします。</p> <p>5. 別添の「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」に基づいて作業いただき、任意の様式で問題ありません。参考様式は別添のとおりです。 別事業者に行わせる場合、業務の再委託となりますので、こちらは再委託の手続きが行われた前提で回答いたします。本市から見た再委託先が消去を実施した場合、再委託先は委託先に消去を実施した報告書を提出するかと存じます。その写しが本市の「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」で求める内容を満たしている場合、その写しを委託先が本市に提出していただければ問題ないと存じます。もし、本市の特記仕様書の項目を満たしていない報告書が再委託先から委託先に提出されたなら、委託先は本市の特記仕様書で求める内容を再委託先に確認して補記して委託先の報告書として提出してください。</p> <p>6. 継承についてご認識のとおりです。ただし、光回線を維持した上で、プラン変更や対応窓口についても別途協議可能です。</p> <p>7. 状況に応じて協議し、対応を検討することとします。</p> <p>8. ご認識のとおりです。</p>

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

行政情報の取扱いに関する特記仕様書

1 行政情報

(1) 行政情報の範囲

この契約において、「行政情報」とは、仙台市行政情報セキュリティポリシー第1章(2)⑧に定めるものをいい、仙台市(以下「発注者」という。)が貸与したもののほか、受注者が収集し、又は作成したもの(成果物、成果物の途中にあるもの等)も含むものとする。

(2) 行政情報の取扱い

この契約において、行政情報の取扱いとは、行政情報に関する収集、記入、編集、加工、修正、更新、検索、入力、蓄積、変換、合算、分析、複写、複製、保管、保存、搬送、伝達、出力、消去、廃棄などの一切の行為をいう。

2 行政情報の適正な取扱い

(1) 秘密の保持

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 再委託の禁止

受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

- ① 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ② 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の取り扱いに関して必要な事項を周知しなければならない。

(4) 複写及び複製の禁止又は制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 事故発生時における報告義務

受注者は、行政情報を記録している媒体に滅失、盗難、改ざんその他の事故が発生したときは、直ちに、当該事故の経緯及び被害状況を調査し、必要な措置を講じ、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 行政情報の消去等

受注者は、この契約が終了し、又は解除された際には、この契約の履行に供した行政情報を記録した記録媒体については、①または②の方法により適切に措置するものとし、③の方法で報告する。

- ① 米国国立標準技術研究所が規定する方式、又はそれと同等以上の品質を定義した方式に準拠したデータ消去ソフトを用い、当該行政情報が記録された記録媒体のデータ消去を行うこと。
 - (a) データ消去の回数は、準拠する消去方式が求める回数以上とする。
 - (b) データ消去の実施後は、行政情報を記録していた媒体(シリアル番号または製造番号、型式などが判別できるもの)ならびに適切にデータ消去が完了したことを示す画面表示を、証拠資料として写真撮影すること。
- ② データ消去ソフトによる行政情報の消去が行い難い場合は、米国国立標準技術研究所が規定する方式、又はそれと同等以上の品質を定義した方式に準拠した方法により、物理破壊また

は暗号化技術を利用した消去を行うものとする。

- (a) 物理破壊には磁気によるデータ消去を含むものとする。
- (b) 磁気によるデータ消去は、米国国家安全保障局が規定する最新の方式により行うこと。
- (c) 特殊機材等、代替性に乏しく高額製品であり、物理破壊を実施する機会費用が大である場合は、当該製品の製造会社等が推奨する方法により実施すること。但し、当該製造会社等が推奨する方法の妥当性・合理性について確認できる書証等の提供を受けるものとする。
- (d) データ消去の実施後は、行政情報を記録していた媒体（シリアル番号または製造番号、型式などが判別できるもの）を、証拠資料として写真撮影すること。

③ 以下の起算日から5営業日以内に「データ消去報告書」を本市に提出すること。

	庁舎外に持ち出して①または②を実施	左記以外の場合
起算日	庁舎外への持ち出し日	①または②の実施日

- (a) 報告書には、記録媒体名（型式）や台数、消去実施日、方法（方式）などを明記し、証拠写真を添付すること。
- (b) データ消去の対象となる記録媒体が多数におよび、5営業日を超える場合は、別途「データ消去計画書」を作成し、適切に工程管理を行うこと。
- (c) 記録媒体の処理数が大量にあることに伴い、上記(b)の計画期間が長期（1か月以上）に及ぶ場合は、データ消去が完了したものより順次「データ消去報告書」を提出するものとする。

3 立会い及び実地調査

(1) 作業への立会い

- ① 受注者は、この契約の履行に係る行政情報の取扱いの作業について、発注者が立会いを求める場合は、これを拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示して、発注者の立会いを拒否することができる。
- ② 発注者は、①のただし書きにより、作業への立会いを拒否された場合は、受注者に対して作業状況の報告を求めることができる。

(2) 行政情報の取扱いに関する調査

- ① 発注者は、この契約の履行に係る行政情報の取扱いの状況について、受注者の作業場所その他の施設について、定期又は不定期に調査を行うことができる。
この契約が終了し、又は解除された場合においては、この契約の履行に係る行政情報の取扱いに関する事項に限り、受注者に対して調査を行うことができる。
- ② 受注者は、①の調査を拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示するとともに、この契約の履行に係る行政情報の取扱いが適正であることを証明したときに限り、発注者の調査を拒否できる。

4 契約解除及び損害賠償

(1) 契約解除

発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

(2) 損害賠償

受注者は、(1)の規定により契約が解除されたことにより発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

令和 年 月 日

データ消去報告書

仙台市 御中

(受注者)

「委託した業務名を記載してください」を提供するため、貴所より借用した個人データを消去しましたのでご報告致します。

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
対象データ	どのような個人情報の項目があるのか記載してください。 (例: 氏名・住所・電話番号 など)
削除日	令和 年 月 日
削除方式	どのような方式でデータ消去を行ったのか記載してください。 (例: 消去ソフト●●●により、DoD5200.28-M(固定値、ゼロ、乱数を使い3回以上の上書き)
特記事項	職員が立ち合いを行った場合や特記事項がある場合は、記載をしてください。
記録媒体名 (型式)	例: SSD (SATA 2.5inch) 等
台数	例: 10 台
記録媒体の識別情報	シリアル番号/製造番号/型式 等を一覧で記載
消去実施場所	庁舎内/庁舎外 (場所名)
証拠写真	媒体ラベル・シリアル表示・消去完了画面 等 (貼付または別添)

以 上